

# 主要国における金融セクター PE 課税制度に係る調査

2013 年 1 月 31 日

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

---

# 目次

英国 .....	4
米国 .....	15
フランス .....	25

---

# 英国

# I. 銀行 PE に帰属する資金調達コストに対する課税

## 1. 銀行 PE に帰属する資金調達コストの計算方法

### 1.1 資本調達コスト

支店または PE に帰属する資本は、ここ 10～12 年英国において大変重要な議論のテーマでした。この議論の中で、関連する英国の税法が 2003 年に見直され、詳細な指針が英国税務当局から公表されました。この指針には、銀行 PE の「無償」資本の帰属だけではなく、借入資本の額および種類に関する税務上の規定が記載されています。

資本の帰属に関する具体的な指針として、本店が英国以外にある銀行やその他金融サービスの PE に対するものがあり、指針は現在、英国の国内税法に含まれています。2003 年に公表されて以来、現在は The Corporation Tax Act 2009 (以下、「CTA 2009」) のセクション 19 からセクション 32 に取扱いがまとめられています<sup>12</sup>。

国内税法が発端となり、英国税務当局は銀行の資本帰属に関する詳細な方法論を公表しましたが、この国内税法は CTA 2009 のセクション 21(2)(b) の規定に基づいています。この規定によると、英国 PE は株式資本および借入資本を有しており、それは PE が英国非居住法人(すなわち、本店等)から完全に独立し、同一または類似の条件や取引のもと、同一または類似の活動に従事している、別個のかつ分離した企業であると仮定したときに「合理的に有すると期待される」ものでなければならないとされています<sup>3</sup>。OECD の指針と同様に(恒久的施設に対する利益の帰属に関する 2010 年報告書を参照)、英国の国内法がこのような簡素な規定になったことで、詳細な指針が公表されることになりました。英国税務当局から公表された具体的な指針は、OECD のアプローチとおおむね一致しています。

上記の主要な前提(すなわち、同一または類似の活動に従事する、英国における別個のかつ分離した主体であるという仮定)は、どの利益が英国 PE に帰属するかの判断の根拠に関するものですが、それに加え、国内法(CTA 2009 セクション 21(2)(a))では、PE は本店と同じ信用格付けとして取り扱われるとされて

---

<sup>1</sup> CTA2009 のセクション 32(2)において、本支店間の利息費用は「金融事業」に関連するものであれば認められるとされています。この規定は金融機関にのみ適用されます。

<sup>2</sup> 金融機関の付随事業に係る資本調達コストに関しては、実務上、CTA2009 のセクション 32(2)に該当するものとして、原則として控除することができると考えられます。

<sup>3</sup> 英国において、支店から本店へ支払う利息を、本店から第三者へ支払う利息にひも付ける方法(追跡アプローチ)は採用されていません。同様に、本店の外部支払利子を一定の基準で PE に配賦する方法(代替可能性アプローチ)は、英国において認められていません。

います(したがって、同一の法的主体内の「信用補完(credit support)」目的の支払いは税務上損金として認められません。)

英国の規則の目的は、業務遂行上、適切な資本を支店に要求するということです。そのため、規定により、英国の銀行 PE は業務遂行上、十分な「無償」資本を有するとされます。英国の規則上(OECD の規則と同様)、資本の額を英国 PE に実際に割当ててではなく、名目上の資本に基づいて計算する必要があります。指針に記載されているように、英国税務当局のアプローチは「資本帰属の税務調整(capital attribution tax adjustment)」(以下、「CATA」と呼ばれています。

## CATA の 5 段階

以下のとおり、CATA には 5 段階あります。

第 1 段階: PE に帰属する資産を決定します。

第 2 段階: 資産をリスクにより重み付けします。

第 3 段階: PE が同一または類似の条件や取引のもと、同一または類似の活動に従事している、別個のかつ分離した企業であると仮定したときに有すると期待される株式資本を決定します。

第 4 段階: PE が第 3 段階で決定された株式資本を有すると仮定したときに、有すると期待される借入資本を決定します。

第 5 段階: (1) PE の資本調達コストの実際額と、(2) 第 3 段階と第 4 段階の株式資本と借入資本の合計額にかかる名目上の資本調達コスト(「無償」株式資本に係る無利息の利子も含まれます。)との差額に基づいて、資本帰属の税務調整額を決定します。

以下で 5 段階について順に検討します。

### 第 1 段階: 資産の帰属

第 1 段階では、十分な機能分析により、どの資産がどの程度、英国 PE に帰属するかを決定します。これは OECD が策定した原則、特に重要な起業家的リスク負担機能(key entrepreneurial risk taking functions) (以下、「KERT's」)が英国で遂行されているかどうかによって決定されます。英国のアプローチは完全に OECD のアプローチと一致していますが、金融資産の帰属に関する英国国内法上の規定(CTA 2009 セクション 27)は、OECD の 1984 年の研究を反映しているような言い回しとなっています。これは、英国の法律

が制定されたのは 2003 年で、OECD の恒久的施設に帰属する利益についての最近の研究が完了する (2008 年) より前だからです。実務的な問題としては、税務当局は OECD の PE の帰属利益に関する 2008 年と 2010 年の報告書を重視します。

## 第 2 段階: 資産のリスクによる重み付け

英国のアプローチは、またも OECD のアプローチと近いものになっています。資産のリスクによる重み付けに関して、英国は金融サービス機構の規制ルールに従うことが望ましいとされます。しかし、実務的な問題として、英国税務当局のアプローチには一定程度柔軟性があり、納税者自身が使用したリスクによる重み付けモデルを認めることもあります。例えば、本店の所在地国の規制当局による要請の結果を認める場合などです。英国の指針には、この柔軟性を反映する具体的な解説が以下のように記載されています。「詳細なルールを適用したとしても実務上の結果にほとんど影響を与えないため、金融サービス機構の詳細な自己資本比率制度の要件を、PE が正確に適用することは予定されていない。」

英国の恒久的施設への資本の帰属上、同一の法的主体の組織間で行われた取引は考慮されないことに留意する必要があります。しかし、英国 PE への利益および所得の帰属上、法的主体間 (例えば、英国非居住法人の英国 PE とグループ内の関係会社) の取引は考慮されます。

英国のリスクによる重み付けのアプローチに関する指針は大変詳細です。

## 第 3 段階

第 3 段階では、PE に帰属する資本がどの程度必要か決定されます。すなわち、必要とされる株式資本が英国での活動規模に応じて適切に導出されます。この段階では、英国の銀行業の資本水準を測定し、当該水準の資本が英国に帰属するものとされます。厳密にいうと、英国の国内法のもとで過少資本の考え方が採用されています。しかし、実務的には、同一または類似の結果をもたらすものとして、銀行の株式資本の実際額を英国のリスク重み付け後資産の比率 (すなわち、法的主体全体<sup>4</sup>のリスク重み付け後資産合計に対する、英国のリスク重み付け後資産の比率) に基づいて比例的に割り当てるがよくあります。

この段階に関しても、英国 PE に帰属する株式または「無償」資本を適切に決定するため、詳細な指針が英国税務当局から公表されています。この指針によると、同一の法的主体の他組織から PE が無利息で貸付

---

<sup>4</sup> 単体ベースでの全世界リスク重み付け後資産が想定されているため、連結ベースでの全世界リスク重み付け後資産を使用することは認められません。

けを受けた場合は株式資本として取り扱われますが、異なる法的主体(例えば、他の関係会社)から無利息で貸付けを受けた場合は株式資本とみなされません。

英国税務当局の指針によると、PE が英国の市場から資金の全てを調達している場合、資本帰属のアプローチに基づき必要とされる同額の PE の株式または無償資本により、第三者への債務が置き換えられます。つまり、当該置き換え額は PE ではなく法的主体の他組織のために PE が資金調達しているとみなされ<sup>5</sup>、PE が市場において支払う利子は英国において認められない可能性があります。

さらに、英国税務当局の指針によると、過少資本の考え方、または単体での資本充実の観点に基づき、英国の銀行は通常単に規制上最低限必要な資本だけではなく、一定程度の「余剰」、すなわち最低限必要な資本を超える額を有するとされています。適切な水準の資本(特に規制上最低限必要な金額を超える「余剰」がどれだけ帰属するのか)を決定するにあたっては、様々な要因を考慮する可能性があるとして規定されています。例えば、銀行全体としての「余剰」資本の水準、英国において同規模の取引をしている他銀行が有する資本の水準、英国において同様の活動をしている銀行が有する資本の水準、および規模と活動条件双方において PE と比較可能な英国の銀行が有する資本の水準が考慮されます。実務的な問題としては、税務当局はこの点に関しても柔軟な対応をしますが、一般的には規制上最低限必要な資本金額を超える一定水準の余剰が必要となります。

#### 第4段階

第4段階では、PE に帰属する借入資本を決定します。この借入資本には、Tier 1、2、3 における銀行の規制範囲内での有利子資本を含みます。

帰属する借入資本の額は、法人全体で規制上必要とされる資本(余剰部分を含みます。)によって決定されます。したがって、仮に PE の株式資本がリスク重み付け後資産の 8%と決定された場合、借入資本は最大限認められる 8%ではなく、事実関係や状況により、2%台もしくは 3%台となる可能性があります。

借入資本を含む銀行の資本を決定する際、適切な借入資本を検討するために多数の要素が通常考慮されます。この要素としては、銀行全体の資本構成、英国で同規模の取引をしている他銀行の資本構成、英国で同様の活動をしている他銀行の資本構成、および規模と活動条件双方において PE と比較可能な英国の銀行の資本構成が挙げられます。

---

<sup>5</sup> 英国に帰属しない負債とみなされ、当該負債に係る利子は英国において控除することはできません。

英国税務当局は、仮に革新的(innovative) Tier 1 ストラクチャーが本店によって導入された場合、英国 PE への資本の帰属上、当該ストラクチャーが考慮される可能性があるとして過去に認めています。すなわち、革新的 Tier 1 ストラクチャーは支店においても認められる可能性があります(規制上は当該革新的 Tier 1 ストラクチャーによる資金調達に資本とみなされる場合であっても、税務上は利子として控除することができます。)

また、PE の資本を構成する借入資本にかかる利息費用は、PE の資産を通常レートまたは翌日物レート(overnight funding)で資金調達した場合に支払う利息費用よりも高い可能性があるとして英国税務当局は認めています。PE が本店から翌日物レートで資金調達している場合、資本を PE に帰属させる必要があります。その際、実際に本店から請求される利息は、帰属する「無償」資本の調整および劣後性負債のような適切な金額の仕組借入資本(structured loan capital)に置き換えられるべきと英国税務当局は認めています。置き換えられた翌日物利息は、PE に帰属する借入資本にかかる利息よりも低い場合、この調整を行うことで、PE の資本調達コストが増加する場合があります。

## 第 5 段階

第 5 段階は、資本帰属の税務調整の実際のメカニズム、すなわち、無償資本と仕組借入資本(structured loan capital)を帰属させた後の、PE の利息費用の計算方法に関するものです。

前述のとおり、PE の信用格付けは本店と同じとみなされますので、本店自体の信用格付けが高いことを理由として本店に支払われる保証費用は控除することはできません。

通常の実務では、英国税務当局に提出する税額計算をサポートするため、資本帰属の税務調整に関する詳細な計算は納税者によって行われます。

計算ルールの原則は、過少資本の考え方に基づいて、基本的な割当て(アロケーション)を行うことです。厳密にいうと本店のポジションは全く考慮されませんが、実務的には、例えば過少資本の考え方に代わるものとして本店の無償資本や借入資本等を比例的に割当てる方法が取られる場合など、本店のポジションが考慮されることがあります。これは通常、本店所在地の規制の仕組みが英国と類似していることに基づいています。

## 1.2 移転価格税制の適用

このセクションで取扱う論点は、英国の銀行 PE に帰属する資本調達コストの計算にあたり、移転価格税制が適用または類推適用されるかどうかです。

結論としては、銀行 PE に帰属する負債の規模に関して、および英国に帰属する借入資金の利率に関して、移転価格税制は完全に適用されます<sup>6</sup>。

これは国内法 (CTA 2009 セクション 21 および 30) に基づく結果であり、適用のある租税条約のもとでも、OECD モデル条約第 7 項に関する OECD の指針と一致した解釈が英国でとられているため、同様の結果となります。

上記のように、国内法の観点からは、英国 PE に帰属すべき英国非居住法人の利益は、PE が英国非居住法人から完全に独立し、同一または類似の条件や取引のもと、同一または類似の活動に従事している別個のかつ分離した企業であると仮定した場合に稼得される利益であると、CTA 2009 のセクション 21 において規定されています。法律上、上記の英国非居住法人から完全に独立し、同一または同様の条件や取引のもと、同一または同様の活動に従事しているという仮定のもとで合理的に期待される株式資本および借入資本を、PE は有するものとされています。

さらに、独立企業原則に従い、PE と英国非居住法人の他組織との取引は、当事者間でアームズレングス (arm's length) 原則に基づいて行うものとみなされます (CTA 2009 セクション 22)。特に、CTA 2009 のセクション 30 において、上記の前提 (PE は所与の状況において合理的に期待される株式資本と借入資本を有するという前提を含みます。) のもとで計算される金額を超える費用を控除することは認められないと規定されています。

上記のように、これらの規則を根拠として、英国税務当局は、CTA 2009 のセクション 22 に反しないためには、英国 PE に帰属する負債の規模はアームズレングス・テストを満たさなければならず、また、帰属する負債に関し請求される利息もアームズレングス・テストを満たさなければならないと主張しています。

英国に PE を持つ主体の本店の居住地国と租税条約が締結されている場合、通常、租税条約第 7 条により、英国 PE への所得の帰属が決定されることとなります。その場合、英国は利益の帰属に関して、OECD

---

<sup>6</sup> 1.1 資本調達コストで述べられている過少資本の考え方は、移転価格税制の一部であり、移転価格税制から独立した規定や異なるアプローチがあるというわけではありません。

に準拠したアプローチを採用しており、OECD の指針と英国の国内法に従って分析されます(すなわち、どちらの場合も独立企業の原則により、アームズレングス原則によることが必要とされます。)

## 2. 英国の利子等損金算入制限( UK Debt Cap Rules )と無償資本

英国のデットキャップルールは 2009 年に導入され、現在は法典および The Taxation (International and Other Provisions) Act 2010(以下、「TIOPA 2010」)のセクション 260 以降に規定されています。

この規定の原則は、英国のグループ会社が過大な債務を抱えている場合、利息控除を制限することです。「過大債務」の額は、グループ全体の借入費用(財務諸表を検証することによって決定されます。)と、税務上報告される英国での純借入費用とを比較することによって決定されます。対象となる資金調達費用は利息および割引料のように利息と同じ性質を持つ費用です。また、ファイナンス・リースの金利部分や債権買取手数料も含まれます。しかし、一般的には資金調達費用の大部分は利息です。

この制度は複雑ですが、英国の金融セクターにとって重要なことは、金融サービスグループには特定の免除規定が TIOPA 2010 の第 2 章の第 7 節に記載されているということです。

厳密には、免除の要件は全世界グループの会計期間毎に検証されます。仮にグループが適格金融サービスグループとしての要件を満たす場合、TIOPA 2010 のセクション 261(2)に基づいて、全世界グループの当該会計期間に利子等損金算入制限が課されません。特に、グループ全体が適格金融サービスグループである場合、グループ内の各会社はデットキャップルールの対象外とされます。

金融サービスへの適用除外は、収入が貸付、保険または金融商品の取扱いから生じるグループに限定されています。金融サービスの主体は幅広い活動を行っており、通常上記のカテゴリーから外れる活動もあることから、適用除外のための要件には一定程度柔軟性があり、グループの収入の大部分が 3 つの適格活動から生じている場合は適用除外となります。

実務的な問題として、銀行業を含む多くの金融サービスグループは適用除外となり、英国のデットキャップルールの対象とはなりません。

上記の理由により、デットキャップルールは英国の銀行 PE には適用されません。

### 3. 源泉税等の適用関係

英国の銀行 PE から海外の本店に支払われた、もしくは支払われるべき本支店間の利息費用に、英国の国内法上源泉税は課されません。

銀行に対する源泉税の免除は、Income Tax Act 2007 (以下、「ITA 2007」)の下、年払いの利子 (yearly interest) (すなわち、1年以上継続する負債に支払われる利息) が潜在的に (20%の税率で) 源泉税を課されうることと関係しています。セクション 874 によれば、年払いの利子の支払いがある場合、「直接または間接に支払いをする者は、支払いをするにあたり、標準税率での所得税相当額を控除して支払う必要がある。」と規定されています。

銀行に対する例外として、セクション 874 (上記) による所得税相当額の控除義務は、銀行が「通常の業務において」利息を支払う場合には適用されない、と規定されています (ITA 2007 セクション 878)。

英国税務当局は、上記の法律に記載されている「通常の業務において」の解釈に関する税務当局のアプローチとしてガイドラインを公表しています。英国税務当局の説明は Statement of Practice の 4/96 にあり、以下のいずれかまたは双方の状況に該当しなければ、年払いの利子は銀行が通常業務において支払うものと認められると記載しています。

1. 借入が銀行の資本構成に関連する場合、年払いの利子は通常の業務において支払われたとみなされません。資本構成に関連する場合は、借入が規制上実際に Tier 1、2、3 の資本として考慮されるかどうかにかかわらず、イングランド銀行の定めた Tier 1、2、3 の資本の定義に合致していることを意味します。
2. 利息を発生させる取引の性質が、主に英国の租税を回避することを意図している場合、年払いの利子は通常の業務において支払われたとみなされません。

上記の規定および実務上の取扱いに基づき、銀行が支払う利息は一般的に英国の源泉税が課されません。

セクション 878 (上記参照) により優遇される「通常の業務において」以外の利息を銀行が支払う場合、源泉税の納税義務が生じる可能性があります。この場合、免税等を含む通常の英国の規定に従うと考えられます。したがって、租税条約が締結されていて租税条約上の要件を満たす場合、および ITA 2007 のセクション 882 (セクション 874 による所得税相当額の控除義務が、セクション 987 で定義されるユーロ債に支払わ

れる利息には適用されないと規定)の免税要件を満たすユーロ債の利息を支払う場合、源泉徴収義務は発生しないと考えられます。租税条約上、利子条項において0%税率で源泉税が課されるとされている場合も同様です。それ以外の場合、源泉徴収義務が発生すると考えられます。

上記は銀行および利息に課される源泉税に関する一般的な取扱いです。

より具体的な問題、すなわち銀行 PE が本店に支払う本支店間の「利息」費用は英国において源泉税が課されるかどうかについて、一般的な結論としては、源泉税は課されません。利息費用に関して、英国の考え方は OECD の考え方に沿っており、当該支払いは同一法人内部での支払いであり、法的主体から他の法的主体に支払われた場合にのみ存在する「利息」としての重要な性質が欠けているとみなされます。支店から本店への支払いを、本店を通じて、本店から第三者への支払いに「ひも付ける」アプローチは、英国で一般的に採用されているものではなく、結果として利息にかかる源泉税の問題は発生しません(たとえこのアプローチが採用されたとしても、上記の説明からいずれの場合も源泉税は通常課されないと考えられます。)

デリバティブ取引による支払いにも源泉税が課されず、また本店配賦費用のような諸費用にかかる支払いにも源泉税が課されないため、英国 PE が海外の本店に支払う本支店間の費用に関しては、源泉税は通常課されません。

## II. 申告手続

英国 PE または支店が、英国支店に帰属する収入と合わせて、英国支店自体に帰属しない収入に関して税務申告することが可能かどうかという問題があります。

(英国 PE に帰属する所得についての英国税務申告と併せて)英国 PE に帰属しない収入に関して税務申告する必要がある場合の一例として、英国の非居住法人が独立した投資として英国に土地を所有しており、かつ、PE を通じて英国において別の取引もしている場合が挙げられます。

技術上および手続上は、英国の税務上二種類の活動が別個に考慮され、本店が英国の賃料収入を得ているのかどうかという問題と、本店が英国 PE を通じて取引をしているのかどうかという問題は別問題として取り組む必要があります。しかし、英国の非居住法人が PE を通じて取引を行い、かつ、英国の不動産から

生じる賃料収入を有する場合、どちらの所得に関しても納税義務があるため、関連する申告義務を果たすことが適切です。

外国法人の英国 PE は別個の納税義務があり、PE の所得に関し申告、納付する必要がある一方、賃料収入に関して特に英国 PE に納税義務が課されるものではありません。しかし、実務上は、英国 PE に帰属する所得と合わせて、英国支店に帰属しない所得に関する税務申告を英国 PE もしくは支店が行うことが可能です。すなわち、この制度には一定程度柔軟性があります。

しかし、英国支店に帰属しない賃料収入を単に支店の税務申告書に加算することは、英国 PE に関して正確でない税務申告書となるため、認められていません。したがって、実務上、英国支店または PE により 2 つの税務申告書が提出されることが想定されます。

米国



## I. 銀行 PE に帰属する資金調達コストに対する課税

### 1.1. 銀行 PE に帰属する資金調達コストの計算方法

米国の税務上、U.S. Treasury Regulations Section (以下、「米国財務省規則」)(Reg. Section 1.882-5)において、米国外で設立された銀行が、全世界の利子費用を米国の PE に配賦するための特別規定が定められています(U.S. interest deduction)<sup>7</sup>。

以下の記載においては、外国銀行は米国との租税条約に従って、Authorized OECD アプローチ(以下、「AOA」)に基づき事業から生ずる利益を米国に帰属させる方法(Treaty Method)によるのではなく、米国国内法に従って米国での課税所得および所得税の計算を行うものとします。

なお、「Treaty Method」においては、7カ国(日本、ドイツ、英国、カナダ、ベルギー、ブルガリア、アイスランド)の適格居住者である納税者が、「OECD移転価格ガイドライン」および「恒久的施設への利得帰属に関する報告書(2010年7月版)」に従い、利益を米国PEに帰属させることができることが明確に認められています<sup>8</sup>。米国国内法またはTreaty Methodのいずれを適用するかは毎年納税者が任意に選択でき、納税者は米国での納税負担額が最も低くなるよう適用することができます。今日まで、米国で活動を行うほぼすべての外国銀行が、米国での課税所得計算に米国国内法の適用を選択してきました<sup>9</sup>。しかしながらTreaty Methodのもとでも、納税者はReg. Section 1.882-5の規定に従い利子費用を配賦することが認められています。

上述の特定の7カ国の適格居住者を除き、米国税務上、AOAは代替方法として認められません。AOAと米国税務上のアプローチとでは、米国PEに帰属する資金調達コストの計算上、大きな差異がありますが、米国税務当局は、Reg. Section 1.882-5が資金調達コストを米国に帰属させるための唯一の手法であると述べており、このことは調査の場面でも支持されています。なお、米国の税務上、納税者がAOAを用いる場合、資金調達コストのみならず全ての所得を米国PEに帰属させなければなりません。

---

<sup>7</sup>本メモでは米国 PE あるいは支店が 1 つであることを想定していますが、外国銀行は複数の米国 PE あるいは支店を持つことができます。

<sup>8</sup>当該7カ国の居住者である納税者が Treaty Method を採用した場合、米国支店と当該7カ国以外に所在する支店との間の金融取引についても、当該納税者は AOA に基づき米国支店に金融費用を配賦することができます。

<sup>9</sup>この理由として、1)実務上 AOA をどのように適用するかに関しては不確実性が大きい、2)米国国内法を選択する方が通常は納税義務が軽くなることが挙げられます。

U.S. interest deduction(下記の3段階方式により決定されます。)においては、米国 PE または米国支店が、米国での取引または事業に実質的に関連する(effectively connected to its U.S. trade or business)所得(以下、「ECI」)から外国銀行の全世界の利子費用のうち米国での活動または資産へのファンディングに係るものとみなされる部分を控除することが認められています<sup>10</sup>。U.S. interest deduction では、資金が代替可能であることを前提とし、直接利子配賦や利子費用のいわゆるひもづけは認められていません<sup>11</sup>。3段階方式とは以下の手順です。

ステップ1:米国資産の額の算定

ステップ2:米国関連負債の額の算定

ステップ3: 後述する2つの方式のいずれに基づくU.S. interest deduction の算定

#### ステップ1: 外国法人の米国資産の額の算定

①その資産により生ずる所得がすべてECIである場合、または②資産の処分により生ずる利益がすべてECIとなると考えられる場合、その資産は米国資産となります。ECIは一般的には、その資産の取得に関して米国人の関与した割合により決定されます。

大銀行<sup>12</sup>における米国資産の価額は、少なくとも月ごとの平均残高であり、かつ、米国税法基準による調整後の評価額である必要があります<sup>13</sup>。

米国の資産には、外国銀行の米国支店と、他の事務所または支店との間での取引により発生した資産や、その外国銀行が50%超を有する外国子会社に貸し出された債権は含まれません。

#### ステップ2:米国関連負債の額の算定

米国関連負債は、U.S. interest deduction の基準となり、ステップ1で計算された米国の資産に95%(固定割合)あるいは「実際割合」を乗じて計算されます。実際割合は、大銀行の場合少なくとも半年に一回以上計算しなければならず、外国銀行の米国税法基準での全世界資産の平均値のうちに全世界負債の平均値の占める割合として計算されます。

<sup>10</sup>本メモにおけるすべての「利子費用」は、負債ヘッジの影響を含みます。

<sup>11</sup> 利息費用の直接配賦は不動産以外の資産にリコース不可能なノンリコース・ローンにも適用があります。

<sup>12</sup> 調整後平均総資産価額が5億ドルを超える場合、当該銀行は大銀行とされます(IRC Section 585(c)(2))。

<sup>13</sup> ステップ2において実際割合の使用を規定するReg. Section 1.882-5(b)(2)(ii)に基づき時価を使用することを選択する場合を除く。

納税者は実際割合または固定割合のいずれを採用するかを選択することができますが、この選択は5年間変更することができません。

2008年の金融危機以降、実際の自己資本の水準が5%を超えていたため、ほとんどの外国銀行は固定割合を採用しています。

### ステップ 3: U.S. interest deduction の算定

納税者は U.S. interest deduction の計算において、「the adjusted U.S. booked liability method」(AUSBL メソッド)または「the separate currency pool method」(SCP メソッド)の適用を選択することができますが、一旦選択すると5年間に変更することはできません。AUSBL メソッドと SCP メソッドでは適用可能な利率が異なるという点が主要な差異となります。AUSBL メソッドのもとでは、U.S. interest deduction は、主に米国の帳簿上の米国内の第三者への利子費用から算出される第三者借入利率に基づき決定されます。一方、SCP メソッドにおける適用利率は米国資産を生じさせているそれぞれの通貨について適用される全世界での利率となります。

#### 方法 1 AUSBL メソッド

AUSBL メソッドでは、米国支店の帳簿上の、内部負債以外の第三者に対する負債について米国支店が実際に支払った利子費用に基づき米国利子費用を計算します。実際の利子費用はステップ 2 で決定された米国関連負債の額が米国の帳簿上の負債を上回るかどうかに応じ、加算または減算調整されます。

#### 減算調整: 米国の帳簿上の負債の額が米国関連負債の額よりも大きい場合

米国の帳簿上の第三者に対する負債の額が米国税務上控除対象となる負債(米国関連負債)の額より大きい場合、減算調整が行われます。米国の帳簿上の負債平均総額がステップ 2 により算定された米国関連負債の額を超える場合、利子費用に減少割合を乗じることにより控除対象利子額を減少させなければなりません。当該減少割合は、米国の帳簿上の負債平均総額に対する米国関連負債の割合として計算されます。

当該減算調整は、米国支店が米国外での活動や米国外の資産に供するために米国内で資金を借り入れたと考えられることを理由として要請されるものです。この結果、外国銀行はその米国支店において支払った、または発生した利子の全額を控除することが認められないこととなります。

## 加算調整: 米国の帳簿上の負債の額が米国関連負債の額よりも少ない場合

一方、米国の帳簿上の負債の額が米国関連負債の額より少ない場合、超過ポジションとなります。納税者が超過ポジションにある場合、納税者は下記のいずれの利子率を超過負債(米国関連負債の額から米国の帳簿上の負債の額を差し引いた額)に適用するかを選択することができます。下記1.または2.の利子率の選択は毎年行うこととなります。

1. 30日ドル LIBOR の平均値(AUSBL LIBOR)
2. 納税者が米国外から借入れを行う際の全世界での実際の借入コスト (AUSBL actual)

米国支店は米国外で米国内での活動や米国内の資産に供するために資金を借入れていると考えられることから、U.S. interest deduction は、米国支店で支払われ、または発生した利子を超える額についても認められています。したがって、外国銀行は米国の支店で支払ったまたは発生した利子の全額を控除することが認められているとともに、AUSBL LIBOR または AUSBL actual のうち納税者が選択したレートによる追加額についても控除が認められます<sup>14</sup>。

## 方法 2 : SCP メソッド

SCP メソッドでは、米国支店は米国資産を、それらの資産を生じさせているそれぞれの通貨に基づいて個々の「通貨プール」に分ける必要があります。しかしながら、米国資産の 3%未満である単一通貨については、納税者は当該米国資産を本来の通貨プールとして扱うのではなく、米ドルに換算することを選択できます。U.S. interest deduction はそれぞれの外国通貨プールごとに計算され、米国関連負債は上述のステップ 2 を用いてそれぞれの米国資産の通貨プールごとに算定されます。最終的に、それぞれの米国関連負債の通貨プールに Reg. Section 1.882-5(e)(1)(iii) に規定される利子率(下式により求められる利子率)を乗じて利子控除額を計算します。

米国税法基準での外国銀行の全世界負債に係る当該通貨建の支払利子または発生利子の額

---

当該法人の米国税法基準での当該通貨建全世界負債の平均総額

各通貨プールについての利子控除額の合計額が SCP メソッドにおける U.S. interest deduction となります。

---

<sup>14</sup>追加額の控除については、納税者が AUSBL を選択した場合にのみ適用されます。しかしながら、納税者は SCP メソッドのもとでも帰属利子費用の控除を受けることができる可能性があります。超過ポジションのもとで許容される追加的な控除額は結果的に米国 PE の実際の本支店間の支払利子の額より多くまたは少なくなる可能性があります。

上述のように、外国銀行は全世界の利子費用を Reg. Section 1.882-5 に規定された算式を用いて全世界の利子費用を配賦する必要があります。特定の必要書類が明示されているわけではありませんが、計算の基礎となるすべての情報の立証責任は納税者にあります。加えて、納税者が次のうちいずれかを選択した場合、当該納税者はその計算に係る詳細なサポート書類を提出する準備をしておく必要があります。

- i. ステップ2における実際割合(セーフハーバーの 95%を使用する場合、サポート書類は必要ありません。)
- ii. AUSBL actual(AUSBL LIBOR を使用する場合、サポート書類は必要ありません。)
- iii. SCP メソッド(AUSBL がセーフハーバーとなりません。しかしながら、実務上、SCP メソッドにおいて使用する全世界の情報を証明することは納税者にとって重い負担となります。)

## 1.2. 内部取引に係る利子

本支店間取引により生じた米国 PE のファンディングコストは、米国においては控除することができません。米国税法のもとでは、同一である納税者または事業体の支店間での取引は認識されません。外国銀行は単一の事業体かつ納税者であり、内部取引により資産、負債、収益、費用は発生しません<sup>15</sup>。しかしながら、内部負債が第三者の米国資産に資金を提供しているとみなされる場合、帰属利子費用の控除は Reg. Section 1.882-5 に規定された算式により計算されます<sup>16</sup>。

## 1.3. 移転価格税制の適用関係

移転価格税制は U.S. interest deduction の計算に限定的に適用されます。米国税務上、本支店間での金融取引は認識されない<sup>17</sup>ため、移転価格税制は内部取引には適用されません。U.S. interest deduction の総額に対して移転価格税制の適用はありませんが、算式に代入する数値はすべて独立企業間価格原則を含む米国の課税原則に従わなければならないため、移転価格税制の適用下にあることとなります。したがって、米国資産、米国の帳簿上の負債、そして外国銀行の関連者に対する債務に係る米国の利子費用は独立企業間価格である必要があります。納税者が AUSBL actual を選択する場合、米ドル建ての利子率の計算の要素となる外国銀行とその関連者との間での取引は独立企業間価格である必要があります。また、

---

<sup>15</sup>貸借取引を除く内部取引が認識されるのは限られた場合のみです。

<sup>16</sup>第三者の米国資産のための本支店間資金提供に認められる「帰属利子費用の控除」と実際の内部借入取引を比較するのは困難です。Section 1.882-5 の基礎は米国資産、すなわち納税者は(固定割合を用いる場合)、米国の帳簿または記録上の実際の負債の額に関わらず、米国資産の 95%についての利子費用の控除を受けることとなります。

<sup>17</sup>貸借取引を除き、内部取引が認識され、認識された内部取引が移転価格税制の適用を受けるのは限られた場合のみです。

納税者が SCP メソッドを選択する場合、特定の外国通貨プールに適用される利子率の計算の要素となる外国銀行とその関連者との間での取引は独立企業間価格による必要があります。

## 2. 銀行 PE に帰属する資本

### 2.1. 「無償資本」の一般的な計算原則

米国 PE に配賦される資本はステップ 2 で用いられる、納税者の選択による 95%の固定比率または実際比率から逆算されます。

### 2.2. 利子等損金算入制限規定と無償資本

Reg. Section 1.882-5 に規定される U.S. interest deduction の計算の後、IRC Section 163(j)に規定するアーニングストリップングルールが、負債資本比率<sup>18</sup>が 1.5:1 を超える法人に対して適用されます。

外国銀行を含むすべての法人である納税者は、アーニングストリップングルールの対象となります<sup>19</sup>。アーニングストリップングルールは、一般的に、1) U.S. interest deduction が米国に帰属する受取利子の総額を超え(純支払利子<sup>20</sup>)、かつ、2)純支払利子の額が IRC Section 163(j)により調整を受けた米国における課税所得の 50%を超過する場合に限り、機械的に外国銀行による利子の控除に制限を課すこととなります。IRC Section 163(j)により制限を受ける過大支払利子の額は、上述の3ステップの U.S. interest deduction により銀行 PE に配賦された利子額と同額となる可能性はありますが、それは支払利子のうちどれだけが制限対象となるかに関する事実によることとなります。外国法人の負債の全てに非適格保証が付されており、保証を行っている者に対する課税がない場合、全ての支払利子の額が制限される可能性があります。しかしながら、負債に非適格保証が付されていない場合、1)関連会社への支払、および 2)関係会社への支払とみなされる額、または3ステップで計算された利子の額から米国支店の帳簿および記録上の第三者支払利子の額を差し引いた額として計算される「過大支払利子」部分のみが否認されます。アーニングストリップングルールによって否認された利子費用は無期限で繰越すことができます。

---

<sup>18</sup> 外国銀行の米国 PE の資本負債比率は、銀行全体の比率で決定されます。しかしながら、米国 PE がステップ 2 において実際割合を選択する場合、当該割合と同様となる可能性があります

<sup>19</sup> 銀行に適用されるアーニングストリップングルールの対象となる利子は以下の通りです。

- 1) 利子に課税がなされていない場合、直接的または間接的に納税者から関連者に対し支払われた利子
- 2) 利子に課税がなされていない場合、借入金に非適格の保証が付されている場合に、納税者から非関連者に支払われた利子(非適格の保証とは、外国の者または免税 Entity により供される保証をいう。)

<sup>20</sup> 純支払利子の額は、米国税務上の利子収入総額から Section 1.882-5 により割り当てられた利子費用を控除した額と同額となります。また、純支払利子の額は税務上の金額であり、米国 PE の帳簿上の金額ではありません。

上記の利子費用の繰越の適用を受けようとする場合、納税者は米国の租税原則に従い債務を(資本ではなく)負債として適切に分類し、米国の租税原則に従い当該債務に関して支払い、または発生した関連利子費用を適切に算定したことを確実にしておかなければなりません。債務の適切な分類は、前述の選択に必要となる計算にも適用されます。

### 3. 源泉税等の適用関係

同一の事業体内の事務所または支店間で実際の支払いが行われた場合、米国の源泉税は課されません。しかしながら、外国法人の支店に課される税として、支払いが行われたかどうかに関わらず、1)支店利益税および2)支店利子税という2種類の支店段階課税があります。

これらの支店段階課税は、米国子会社とその海外株主との間での支払に適用される1)配当および2)利子に対して課される源泉税と税負担が同等となるように設けられています。支店利益税と支店利子税は、米国との租税条約上の軽減の適用がない場合、30%の税率で課されます。

支店利子税は銀行業にも適用されます。30%の税率は米国との租税条約により軽減される可能性があります。しかしながら、(預金、貸出を中心とした事業を行っている場合)外国銀行の超過利子部分は、預金利息として取り扱われ、支店利子税を免除されます。預金利子として取り扱われる超過利子の部分の額は外国銀行の超過利子の額に次のいずれか大きい割合を乗じた額として算定されます。

- 外国会社の有利子負債の総額に対する有利子預金の額の割合
- 85%

## II. 申告手続

米国においてPEを有する外国銀行の本店が、米国内の不動産に直接投資を行い、当該投資から生ずる所得が当該PEに帰属するものではなく、さらに売却により譲渡益を得る場合、当該外国銀行が唯一の納税義務者となります。

米国支店に米国での納税義務はありませんが、米国支店を有する外国法人自身が米国の確定申告書(例えば Form 1120 など)の提出、報告ならびに法人所得税および課税年度の「配当相当額」についての30%

の税率による支店利益税の支払いを行う必要があります。この確定申告書の提出の際には、当該外国銀行がすべての ECI についての米国の税務申告を行い、本店に帰属する所得と PE の所得を区別せずに申告を行います。

# フランス



## 前提

本報告においては以下を前提とします。

- 本報告は、フランスで免許を有して銀行業務を行う外国銀行のフランス支店(以下、「銀行 PE」)に適用されるフランス税務上の取扱いについて記載します。
- 以下の分析にあたり、外国銀行は、フランスとの間で OECD モデルに従った二重課税の回避および脱税のための租税条約(以下、「租税条約」または「DTT」)を締結した国で設立されたものとします。
- フランスで事業を行う外国金融機関は、次の要件を満たす支店を通し活動しているものとします。
  - フランス国内税法の観点から、フランスで事業を行う企業として取り扱われること。これにより、外国法人はフランスに「施設」を有するとみなされますので、フランスで課税対象となります。
  - 租税条約(OECD モデル)の観点から、「恒久的施設(以下、「PE」)(フランスに所在する不動産に直接投資するものを除きます。))と取り扱われること。すなわち、外国銀行は、事業の全部もしくは一部が行われるための一定の場所をフランスに有している、または、フランスに所在する代理人を通して事業を行うとみなされます。
- 本報告は別記される場合を除き、フランスの法人税に係る税務問題のみを扱います。
- 法人税における属地主義に関する規定(FTC 第 209 条)に基づき、銀行 PE は、フランスで行われる事業活動から生ずる所得および租税条約によりフランスに帰属する所得について、フランスで法人税を納める義務があります。
- 無償資本(free capital)または準資本(quasi-capital)(以下、「無償資本」)とは、資本の規制上の分類および利子の会計上の分類にかかわらず、支店の所在国で税務上損金算入することができる利子を生みださない資本を意味します。

- 資金調達費用とは、銀行 PE が業務を履行するため、本店、支店または第三者が銀行 PE に対し提供した資金に対する対価を指します。
- 本支店間の資金調達費用は、本店から提供された資金に対して、銀行 PE が負担した支払利息と解釈されます。
- 外国銀行は日仏租税条約(1995年3月3日締結、2007年1月11日改訂)に基づき居住者として取り扱われます。
- 本報告は PE を通してフランスで事業を行う外国銀行に適用される、フランスのまたは国際的な規制または健全性確保ルールに関するアドバイスを提供することを目的とはしていません。

## I. 銀行 PE に帰属する資金調達コストに対する課税

### 1.1. 銀行 PE に帰属する資金調達コストの計算方法

フランス法人税法の観点から、銀行 PE は、法的主体ではないにもかかわらず、支払利息を課税所得と相殺できます。

フランスの法律的な観点から、銀行の本店とフランス支店は同一事業体とみなされます。結果として、同一事業体内で法律上有効な契約は締結できず、そのような契約に関連して支払うことができる対価もありません。

しかしながら、法人税における属地主義に関する規定(territoriality rules, FTC 第 209 条)によれば、支店は(本店とは別個のかつ分離した存在として)税務上存在するものとされます。この規定の下、法人や法的事業体は、以下に関して、フランスで法人税の課税に服します。

-フランスで行われる事業から生ずる利益

-租税条約の適用によりフランスに帰属する利益

当該規定は、居住地にかかわらず、フランスで活動する企業に適用されます。したがって、当該規定の下、支店は納税主体として認められます。

銀行 PE は一般に適用される規則により、フランスで法人税を納める義務があります。

前述した属地主義に関する規定に基づき、外国銀行 PE に対して、支店の活動に帰属する課税所得についてフランス法人税が課されます。銀行 PE の課税所得の決定には、支店に帰属する収益・費用の流れだけでなく、フランスでの支店の事業活動を反映し、かつ支店に割り当てられた、貸借対照表に計上されるべき資産・負債も特定することが求められます。

銀行 PE は、PE のために負担されたすべての費用、すなわち当該支店により直接負担されたか本店または他の支店によって負担されたかどうかにかかわらず(適用される租税条約の規定に従い)、PE が事業活動を行うための費用を損金算入する権利が付与されています。フランス支店のために本店が負担した費用は、それらの費用が支店に直接帰属することが証明できることを条件として、支店の損金算入対象となります。

上記に基づき、支店は本店と独立した別個の課税主体として考えられ、本店から支店に請求された支払利息の損金算入が認められます(一定の制限については後述)。

行政ガイドラインによれば、フランス課税当局(以下、「FTA」)は、海外本店からフランス支店への貸付は、利息を対価とする銀行によって行われた商業活動の一部とみなすことができることを認めています。(BOI-IS-CHAMP-60-10-40 20120912 N 410)

したがって、銀行 PE によって負担され、かつ、(i)本店から供与された資金(本店レベルで有している金銭または第三者からの借入による金銭)、(ii)他支店から供与された資金、または(iii)第三者から供給された資金に起因する支払利息は、原則として、以下のケースにあてはまる場合には、フランス支店に帰属する範囲で、銀行 PE の課税所得の計算上、損金算入できます。

-借入が支店の帳簿上、債務として記帳されている場合

-第三者借入によって資金調達された資産が実際に支店の帳簿に配賦され、かつ、記帳されている場合  
(たとえば、本店が第三者に支払った支払利息が銀行 PE に再請求されている場合)

-その関連する利子が実際に支店の課税所得から減算されている場合

## 1.2. 支払利息の銀行 PE に係る法人税上の損金算入制限

フランス国内法上、法人が損金算入できる利息金額を制限することを目的としたいくつかの条項と濫用防止規定があります。これらの規定は、銀行 PE がフランスで設立された法人と同様にフランスの課税所得を決定するに際して、銀行 PE に適用されます。

### a. Carrez 規定の改正

2011 年の金融法第四修正において、借入が株式の「疑似取得(artificial acquisitions)」に係る契約とみなされる場合には、税法上その借入に係る支払利息の損金算入を制限する新規定が導入されました。この制限は、銀行 PE が締結した借入契約が、支店による資本参加免税(Participation Exemption regime)の要件を満たす株式取得のために供される場合に影響があります。

ガイドラインによれば、上記の規定は、外国法人のフランス PE を含むフランス法人税納税義務者に実際に適用されます。

この規定の下では、以下の事実が立証されない限りにおいて、上記株式の取得を目的として企業によりフランスで負担された支払利息の損金算入は制限されます。

- 株式に係る意思決定が実際にその株式取得企業によってなされ、かつ
- そのグループ会社とその被取得企業に支配(または影響)を及ぼしている場合において、その支配(影響)がフランスの株式取得企業により行使されていること。

株式取得後 12 カ月の期間を越えて継続する会計年度に必要な証憑を提出することが求められます。証明が正しく行われない場合には、株式取得企業は、その株式取得の年後 8 年の期間を越えて継続

する各会計年度にわたって、負担した資金調達費用の一部を所得に足し戻す(recapture)ことが要求されます。

この制限規定は、不動産会社の持分や、そのフランス企業が保有する資本参加免税の要件を満たす株式総額が 100 万ユーロに満たない場合には適用されません。

#### **b. 金融法案(2013 年): 支払利息の損金算入を 15%制限**

新制限(採択された場合)の下、法人の純金融費用の 15%が 2012 年および 2013 年において損金算入できなくなります(2014 年からは 25%)。新制限法はあらゆるフランス法人税納税義務者に適用されます。

現段階の草案では、本制限を外国法人のフランス PE に適用すべきかどうか、その場合どのように純金融費用を計算すべきかを明確に述べられていません。純金融費用は、法人が資金提供を受けた対価として発生した金融費用から、資金提供を行った対価として当該法人が受け取った金融収益の額を差し引いた額と定義されます。さらに 3 カ月超の賃貸借契約およびリース契約について企業が負担する賃料部分も、その資産に係る減価償却費を超える部分については上記の資金調達費用に含まれます。

企業の純金融費用が 300 万ユーロ以下の時はこの制限法の適用はないというセーフハーバーが導入されています。この新制限法は 2012 年 12 月 31 日以後終了する会計年度に「遡って」適用されます。

この規定が銀行 PE に適用される場合、本支店間で資金調達した時に考慮される純金融費用、より具体的には支払利息および同等の費用を算出するにあたり困難が生じる可能性があります。

#### **c. 移転価格税制の適用**

フランスの移転価格税制はフランス租税法第 57 条で成文化されています。

借手に課された過大金利から生じる利益移転を防止するため、銀行 PE に課される利率は独立事業者間で合意されるであろう利率によらなければなりません。その結果、利率は金額、条件、ローンの性質、通貨、保証等が考慮されて適用される市場金利と適合しなければなりません。

移転価格税制を適用するためには、FTA は両当事者(すなわち本店と支店)が独立企業者間関係を有していない、および、価格の増減がフランス国外への利益移転の構成要素となっていることを証明しなければなりません。当該証明が FTA により行われる場合、推定の根拠が示されますが、フランスで法人税の納税義務者により反証される可能性があります。

なお、FTA は、この規定によってのみ、通常と異なる金利について異議を申し立て、それにより銀行 PE の利息の損金算入を否認することができる点に留意が必要です。

フランスの判例法は、フランス支店と外国本店が関係する場合、この規定により、本店が行った資金調達の選択(すなわちローンか資本の配賦か)に異議を述べることはできないと認めています(2010 年 12 月 16 日-Banca di Roma Spa no 08PA050096-Supreme court-2003 年 12 月 30 日 SA Andritz 233894-詳細は後述)。

結論として、借入金の性質、すなわち本支店間なのか、第三者借入なのかにかかわらず、銀行 PE は借入金に係る利息が独立企業者間原則を適用して決定されていることを証明することができなければなりません。

### **移転価格に係る文書化義務**

フランスは、2010 年 1 月 1 日以降、フランスに所在する企業は関連者との取引を補強するために移転価格文書を事前に準備し、備え付けるべきという強制を伴う義務を設けています(租税手続法第 13AA 条、第 13AB 条)。この規定は税抜の総売上高が、または賃借対照表上の総資産が 4 億ユーロ以上の法人を対象としています。PE の場合にはガイドライン草案にて、上記金額は本店またはフランス支店単位で判断できると明記されています。

なお行政ガイドラインによれば、銀行については特別な文書が要求されることに注意が必要です。

税務調査の対象法人が、課税当局から正式な通知受領後 30 日以内に上記義務を履行できない場合には、税務調査の対象である各会計年度毎に、その違反の重大さに応じて 1 万ユーロから移転利益の 5%の金額を限度として制裁金が課されます。

あらゆる種類の取引に関し、本店または他支店によって銀行 PE に配賦される資金に係る支払対価は文書化されなければなりません。

#### d. 軽課税区域への支払利息

この規定は、支払利息が第三者に支払われるときにのみ、銀行 PE に適用されます(なぜなら、それ以外の金額は法律上利息としての性格を有さないためです。)

#### 利息の損金算入制限

FTC 第 238A 条により、税制優遇制度により恩恵を得られる、外国やフランス国外の地域に所在する個人や法人に支払われる(または支払われるべき)利息は、フランス債務者が、利息が通常の取引に係る対価(通常かつ過大でない対価)であることを証明できない限り、税務上損金算入することができません。(i)所得が免税になる、または、(ii)外国での課税とフランスでの課税に大きな乖離がある場合(すなわち、外国での課税がフランスでの課税の半分未満である場合)には、その支払は軽課税国に対して行われたものとみなされます。

支払が非協力区域(「NCST」)<sup>21</sup>に所在する受益者にされる(またはされるべき)場合には、説明が必要となります。債務者が以下のことを証明できる場合を除き、NCST が軽課税区域に該当するかどうかにかかわらず、その支払利息は損金不算入となります。

- 金額が真正な取引に対する通常の対価である(通常かつ過大すぎない)。
- その取引の主たる目的と効果が NCST に費用を配分することではない。

上記の規定は、最終受益者の所在地にかかわらず、NCST または軽課税国で設立された金融機関で管理されている口座で支払われる支払利息についても適用されます。

---

<sup>21</sup> ボツワナ、ブルネイ、グアテマラ、マーシャル諸島、モントセラット、ナウル、ニウエ、フィリピン(2012年1月1日以降)

NCST への支払については、関連する費用に関し特別な報告義務が求められます。

上記の損金算入禁止規定は、その合計額がみなし分配 (deemed distribution) としての要件を満たす可能性が高く、その場合 NCST への配当に対して 50% の源泉徴収課税が行われるため、不利益となります。

#### NCST への支払利息に対する 55% 源泉徴収税

(i) NCST に所在する法的事業体の帳簿に記載される口座、または、(ii) NCST に住所を有するまたは NCST で設立された法的事業体に対する支払利息は、NCST へ支払われたものとみなされます。

#### e. 法濫用の手続き

FTA は、正当な経済的理由がない不自然な取引を否認するため、法の濫用の手続 (租税手続法第 L64 条) を行使することができます。課税当局は、仮装的な行為および納税者が通常支払うべき税額の回避または減額を目的とするために条文を文言どおりに適用しようとする行為を否認する可能性があります。

手続の規定内において法の濫用が発見された場合は、移転された所得に対し 80% の制裁金と月 0.4% の遅延利息が生じます。

本店から供与された資金が租税回避目的 (たとえばフランスにおける税負担を減少させる) であると FTA が考える場合、上記手続が実行される可能性があります。

#### f. FTA の見解

以下の FTA の見解は、特に支店が本店または他支店により配賦された資本に係る利息を支払う場合に関連します。

#### フランスの行政ガイドライン上の制限

支払利息を損金に算入するために、FTA は以下を要求しています。

- 支払利息を生まない資本配分(すなわち準資本または無償資本)に関して、支店が支払う利息は損金算入できないと考えられています(詳細は Section3 を参照)。この点に関して、特に税務更正手続と裁判所での税務訴訟の過程で、非常に多くの議論が行われています。これらの議論は、銀行 PE に帰属すべき無償資本の算出方法に関するものです(たとえば行政控訴院による 2011 年 3 月 8 日の Banco di Roma Spa 事件や 2012 年 3 月 22 日の Ste Caixa Geral Depositos 事件)。
- 本店からの資金供与は非関連者の金融機関間で同じ条件で行った場合、すなわち独立企業者間原則の適用の範囲内で行われなければなりません(BOI-IS-CHAMP-60-10-40-20120912 400)。

### 利息の損金算入制限を目的とする税務調査の中で FTA が挙げている論点

資金調達費用は、銀行 PE の利息額の範囲内でなければなりません。すなわち、当該費用は支店がフランスで事業を行うために負担されるということが立証されなければなりません。

銀行 PE の負債水準は支店の活動の遂行を危うくすべきではありません。

独立企業者間原則: 前述のとおり、支店に課される金利は同じ取引条件下で他の独立金融機関から課されるであろう金利に適合することを証明できなければなりません。

## 2. 銀行 PE に帰属する資本

### a. 適用される原則

#### 一般原則

FTA は一般的に以下の規定に依拠しています。

- FTC 第 209 I 条: 当該条文は、フランスで事業活動する企業において生じる利益、および、租税条約によってフランスに帰属する利益のみがフランスで課税されると規定している。

- 本店所在地国とフランス間で締結された租税条約の PE に関する条項(第 7 条)。当該条項は、支店は税務上独立企業としてみなされるべきであると規定している。

したがって、支店の課税所得は、独立企業者間原則に基づき、独立企業として本店と取引をするものとして決定されなければなりません。

結果として、FTA は、フランス支店が独立企業であるものとして、その事業を履行するため、引き受ける機能、経済的に所有する資産および引き受けるリスクを維持するために十分な資本を有するべきと考えています。

## OECD 原則

2008 年 7 月 17 日付(2010 年 7 月 20 日更新)の PE の帰属利益に関する 2008 年 OECD 報告書は、銀行業における本支店取引に関する課税を分析する上での転機となりました。

報告書の公表以来、OECD モデル条約第 7 条第 2 項にしたがって PE に利益を帰属させること、すなわち PE が同じ状況下で同じ事業活動に従事する別個の企業であるものとした場合に期待される利益を算出することが主要な論点とされています。

銀行 PE に関する特別な注釈が発表されており、OECD は PE の事業活動の機能および事実分析を通して、PE は分離・別個の事業体であると理解しています。したがって、PE に帰属すべき資本は、事業、使用されている資産、および事業活動から生ずるリスクを勘案して決められます。OECD 報告書は、適切な利益が PE に帰属されることを確実にするため、資本は独立企業者間原則にしたがって配賦されるべきだと報告しています。

FTA によって採用されているアプローチは大要(第 7 条の OECD)注釈に沿っています。

### b. 税務調査における FTA の見解

FTA は今まで資本算出方法をガイドラインで明記していませんでした。

FTA は、資本が過少であると考えられるフランス支店に対して、事業の必要上借り入れた負債につき生じた利息の一部を損金算入する権利を否認することにより、税務上の更正を行います。

PE が十分な資本を有しているかどうかを判断するために、通常、FTA は、実務的な見地から、簿外項目から生じるリスクを含めた PE の総リスク重み付け後資産を基礎とした自己資本充実に係る規制 (capital adequacy requirement) に関する本店所在地国のルールを参考としています。

したがって、FTA は、本店のクックレシオ (Cooke rate) (1998 年の Basel Accord で導入されたもの、または 2007 年 1 月 1 日時点の最新のマクドナーレシオ (Mc Donough rate)) を支店のリスク重み付け後資産に適用して支店に配分すべき最低資本を算出します。

本店から支店に配賦された資本が FTA によって計算された最低配賦資本額に満たない場合には、FTA は借入金/貸付金の一部を資本の構成要素として再分類し、その不足額に係る市場金利額を支店の課税所得に足し戻します。

#### FTA による計算方法

**Step1:** 本店のソルベンシー比率を計算 (通常クックレシオを使用)

**Step2:** 支店に帰属するリスク重み付け後資産 (簿外資産も含む) の計算

**Step3:** 本店のソルベンシー比率を支店のリスク重み付け後資産に適用することで支店に要求される資本を確定

**Step4:** 支店に帰属する実際の無償資本が十分かどうか比較

FTA は、上記の比率が本店の資本構成 (Tier2, Tier3 要素) によって修正されるべきかどうかの明確な見解を出していません。純粋な資本 (Tier1) のみが考慮されるべきであって、本店の Tier2 および Tier3 (たとえば劣後債務や未実現利益) は考慮されない、という考え方もあります。

当法人が知る限り、FTA は EU 内または EU 外に本店が所在する銀行 PE に関して上記のアプローチをとる可能性があります。

c. FTA の手法への批判

**EU 内に本店が所在する銀行 PE に係る判例**

この点について、フランス行政控訴院のいくつかの判例法は、FTA の手法に反対し、EU 内の銀行のフランス支店に最低資本金を割り当てることを要求する、銀行に対する特別な税法や規制ルールはないと主張しています。

二つの控訴院も、銀行の本店は、支店へどのように資本を投下するか(すなわち資本の配賦かローン(本店または第三者から)か)は自由に選択できることを認めました(パリ行政控訴院-2012年3月22日の Min c/ Ste Caixa Geral Depositis n 10PAS01140 およびヴェルサイユ行政控訴院-2011年3月8日の Min c/ Ste Banca di Roma Spa n 09VE02376)。

控訴院は、FTA による企業経営への不干渉の原則を適用しています。

**Banca di Roma Spa 事件**

フランス法人税法上の属地主義の原則および仏伊租税条約第7条に基づき、FTA は銀行 PE に分配される無償資本の額はフランスの規制ルールで定められているフランスの銀行の必要資本額と一致すべきだと考えました。

イタリアの銀行のフランス支店にフランスの規制ルールを適用することで、FTA は銀行 PE に帰属する必要資本が不足しており、通常の事業状態ではないと結論付けました。

FTA によって決定された、本店から支店に提供された資金の一部で資本不足に相当する額が無償資本として認定され、その部分に係る利息は PE の課税所得に足し戻されました(損金不算入)。

これに対しフランス行政審判官は以下のとおり述べました。

- フランス法人税法上の属地主義の原則および仏伊租税条約第7条は、銀行が支店の事業のために自己資本を注入するか借入によるのかを選択することに、FTA が異議を述べることを認めるものではない。

- 必要資本に関するフランスの規制ルールは EU 内の銀行の PE に適用されない。
- 支店の事業活動を独立企業の事業活動と比較することを義務付ける独立企業者間原則の適用は、本店が支店の資金調達に関して有する裁量に、FTA が異議を述べることを認めるものではない。

### Caixa Geral Depositos 事件

この判例は前述の事件と類似しており、FTA は、フランスの規制ルールだけでなく国際的な健全性確保ルールおよび本店のソルベンシー比率も適用することで、ポルトガルの銀行の PE の資本不足を認定しました。

判決は、属地主義のもとでは、本店が支店に資本を提供するのではなく、支店自体に市場で資金調達させることが通常の見方である、とフランス課税当局が考えることはできない、と認めました。

さらに、判決は、FTA は税務調査権限の範囲内で、借入が支店の事業活動に関係しない、または、借入に係る利息が過大であるときは、その不当な処理を理由に、利息の損金算入に異議を述べられる、と明確に述べました。

しかしながら、上記判例法は専ら EU 加盟国内に所在する銀行 PE について下されたものです。フランスの裁判官が EU 外の銀行の PE に対し同じ立場を採用するかどうかについては疑問の余地があります。当法人の知る限りでは、現状、その状況に対しての判断は下されていません。

### EU 原則の違反

前述のとおり、FTA の更正は主に EU 加盟国の銀行の支店に集中しています。これは、EU 加盟国の銀行が、自己資本充実に係る規制に従うことを求められずに、支店を通じて他の EU 加盟国で事業を行えることによります。

(他の目的に使用可能、または本店における健全性確保の規制を遵守するために使用することができていた資金を)本店が支店へ適当な資本を配賦することに回さざるを得なくなる場合、銀行がフランスで支店を設立することを阻害する要因になる可能性があります。

### 租税条約と差別

フランスの租税条約は一般的に支店と子会社の無差別取り扱いを規定しています(たとえば日仏租税条約 24 条)。

本店における比率を適用するという FTA の手法は、支店と子会社で取扱いを区別していると考えられます。

### 銀行 PE への過少資本税制の適用

前述したとおり、フランス支店は税務上、フランスで法人税を納める義務があり、フランスの課税所得計算にかかる規則が適用されるフランス法人として取り扱われます。したがって、銀行 PE はフランス法人に適用される資金調達費用の損金算入制限の規定が適用されます。

しかしながら、FTA は、過少資本税制(FTC 第 212 条)は銀行免許を有する金融機関およびその支店に対し適用されないと明確に述べています(行政ガイドライン BOI-IS-BASE-30-30-20-20120912n 40)。

ただし、FTA は過去の文書(BOI 4-H-8-07 n 39)で、上記の除外規定があるからといって、FTA が支店への資本投下の分析、また場合によっては資本金額に異議を述べるものが妨げられるものではない、と述べています。

FTA は過少資本税制に関するガイドラインの最新版でこの点を明記しませんでした。FTA は銀行 PE への資本投下の分析を続けると考えられます。

海外銀行のフランス支店は、前述した「無償資本」の帰属を根拠に、今までどおり更正される可能性があります。

### 3. 源泉税等の適用関係

#### 本店または他支店への支払

銀行 PE から本店または他支店に対して行われる利息の支払いは、法的観点からは利息ではないため、フランスで源泉徴収税は課されません。

#### 第三者への支払

##### a. 源泉徴収税

フランス国内法では、2010年3月1日以降支払われる支払利息は、FTC 第 238-OA 条に規定されている非協力区域(以下、「NCST」)に支払われるものを除き、源泉徴収税が免除されます(前述 2-1-3.c を参照)。

##### b. 軽課税区域への支払利息の損金不算入規定

前述したとおり(前述 2-1-3.c を参照)、軽課税区域に支払われたとみなされる利息は、銀行 PE にて税務上損金不算入となります。

損金不算入とされた支払利息は、支払側(銀行 PE)の課税所得を増加させ、その増加部分に対して 3%の課税に服します(次項参照)。

## II. 申告手続

### a. 事実関係

フランスに事業 PE を有する外国法人の本店がフランス国内の不動産を直接取得します。当該不動産は支店には帰属せず(すなわち、フランス PE の資産とはなりません。)、関連する所得はフランス支店に帰属しません。

この場合におけるキャピタルゲインの取り扱いは、以下の税制および申告義務に記載のとおりです。

## b. 税制

フランスの国内法によると、海外で登記された法人による建物の処分により認識されるキャピタルゲインは、FTC 第 244 条 bis A にしたがって課税の対象となります。

キャピタルゲインは、取得価額と売却価額の差額となりますが、初年度より、建物を所有した年数に応じて 2% ずつ減額されます。

上記キャピタルゲインは標準税率の 33.33% により課税されます。FTC 第 244 条 bis A により、不動産の処分が登記されたとき、または不動産の処分が登記されていない場合は不動産を処分した日から一カ月以内に課税されます。上記にかかわらず、フランス国内法は、租税条約により修正されます。日仏租税条約では、日本の居住者がフランス国内の不動産の売却から生ずるキャピタルゲインを得た場合は、フランスで課税されます。租税条約に基づき、日本の法人(PE はなし)は、不動産を処分した日から一カ月以内にフランスで 33.33% の源泉税が課されることとなります。

ガイドライン草案によれば、源泉税は外国法人の法人税から控除できます。すなわち、事業年度終了の日において、外国法人がフランス国内の不動産の保有により得た所得(賃料およびキャピタルゲインを含みます。)を申告するためにフランスにおいて申告書を提出する際に、外国法人は自らのフランス法人税額から、33.33% の税率で課税された源泉徴収税額を控除することができます。これによりキャピタルゲインに対する二重課税が回避されます。

## c. 申告義務

外国法人により認識されるキャピタルゲインは、フランス国内に所在する代表者を選任したうえで、専用の申告書(Form # 2048 IMM)により申告する必要があります。

当該代表者は以下につき責任を負うものとされています。

- 外国法人の税務申告書の提出
- FTC 第 244 条 bis A により、外国法人に代わって税金の支払い

結果として、フランス PE が納税義務を負う法人税は、外国法人の本店がフランス国内で行う直接の事業活動から生ずる法人税による影響は受けません。したがって、フランス PE は、自らが行った事業活動から生ずる所得に対する法人税についてのみ納税義務を負い、自らの税務申告書を提出しなければなりません。

最後に、支店を通じて行う投資の代わりに本店が行う直接投資に伴う税金については、正確に監視される必要があります。

なお、フランスの不動産の売却については、登記費用、付加価値税の影響を考慮に入れる必要があります。

---

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。  
本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。